

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取り組み方針

1 現状

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
加東市	43.8 歳	28 人	293,200 円	313,915 円	305,604 円	—	— 歳	— 円	—
うち清掃職員	51.6 歳	4 人	349,800 円	371,025 円	371,025 円	廃棄物処理従業員	42.0 歳	312,600 円	1.19
うち学校給食員	49.4 歳	3 人	312,900 円	331,291 円	321,600 円	調理士	40.4 歳	253,300 円	1.31
兵庫県	49.8 歳	907 人	333,700 円	400,869 円	— 円	—	— 歳	— 円	—
国	41.9 歳	3,951 人	284,514 円	— 円	322,291 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体	49 歳	30 人	306,912 円	330,237 円	319,997 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
加東市	4,995,382 円	— 円	— 円
うち清掃職員	5,932,092 円	3,751,200 円	1.58
うち学校給食員	5,270,051 円	3,039,600 円	1.73

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		加東市	兵庫県	国
技能労務職	1級(高校卒)	141,900 円	137,280 円	137,200 円
	2級(高校卒)	146,700 円		

(注) 技能労務職の1級職員は、用務員、診療補助員等の業務に従事する職員である。

技能労務職の2級職員は、自動車運転員、電話交換員、調理員等の業務に従事する職員である。

(3) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

手当の種類(手当数) 5種類	感染症防疫業務手当、福祉業務手当、医療業務手当、消防業務手当、行旅死亡人等取扱作業手当
技能労務職員に支給されている主な特殊勤務手当	無

(4) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	1人	2人	4人	2人	7人	3人	2人	1人	6人	人	28人

2 基本的な考え方

技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業者と比べ高額であるとの批判があることから、近隣市町、民間同種の職種との均衡に留意しながら適正な給与制度となるよう総合的な点検を実施し、給料、手当についての見直しを進める。

また、定員については、可能な業務については民間への業務委託の推進と退職者不補充を基本に定員の削減を図る。

3 具体的な取り組み内容

(1) 定員について

50代の職員が17名と半数近くを占め、19年度に2名、20年度に4名と毎年数名の定年退職者が予定されているが、退職者の補充を行わず民間委託、臨時職員等により対応することで定員の削減に努める。

(2) 給与について

平成18年の合併時に給料表の見直しを実施し、19年には新給与制度を導入しているため、22年度中の見直しは予定していない。

(3) 諸手当について

技能労務職員に支給されている特殊勤務手当うち、有線放送施設保守作業手当及び清掃職員に対する不快業務手当については、平成21年度をもって廃止しました。